

中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト  
環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 5 自然科学研究所の建設
図書の提出	条例第17条第2項 平成29年9月11日提出
図書の縦覧の公告	条例第18条第1項 平成29年9月25日市報公告 （広報よこはま9月号、環境創造局ホームページ、環境創造局ツイッターで公表）
図書の写しの縦覧	条例第18条第1項 縦覧期間：平成29年9月25日～平成29年11月8日 縦覧場所：環境創造局環境影響評価課 戸塚区役所区政推進課 （横浜中央図書館、戸塚図書館で閲覧 環境影響評価課ホームページで方法書の全文公開を実施）
審査会への諮問	条例第18条第2項 平成29年9月27日諮問
図書の概要の周知	条例第19条第1項 同条第2項 周知計画書（平成29年9月11日提出） 方法書対象地域：戸塚区の一部 周知方法：「環境影響評価方法書の概要と縦覧のお知らせ」を、方法書対象地域内の日刊紙7紙に折込み配布（約42,650部、9月28日予定）他
説明会の開催	条例第19条の2第1項 開催日：第1回 平成29年10月13日 第2回 平成29年10月14日
意見書の提出	条例第20条第1項 提出期間：平成29年9月25日～平成29年11月8日 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べるができる。 （環境創造局のホームページでも意見書の受付を実施）
方法市長意見書の作成	条例第21条第1項 市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付
方法市長意見書の公告・縦覧	条例第21条第2項 市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧